

移住者向け賃貸住宅リフォーム等工事費助成金のご案内

◆申請要件

下記①～⑥をすべて満たすことが必要です。

- ① 対象住宅は、申請者が秩父市内に所有している賃貸物件であること
- ② 対象住宅の賃貸の相手方は、秩父地域1市4町外から秩父市へ転入予定の移住者に限ること
※ 当該移住者以外の者に賃貸した場合は返還金が生じます。
- ③ 対象住宅の賃貸の相手方は、ちちぶ空き家バンクを通じて募集している、または募集予定であること
- ④ リフォーム工事は、市内に事業所を有し、市に登録している業者が施工すること
- ⑤ 対象外経費（下記）および消費税を除いた工事費用が30万円以上であること
- ⑥ 秩父市への税金の未納がないこと（申請者が秩父市在住の場合のみ）

◆助成金額

対象外経費（土地購入・造成費、広告・看板設置費、機械購入費等）および消費税を除いたリフォーム工事費の1/2に相当する額（千円未満は切捨て）とし、50万円を限度とする。

例1 リフォーム工事費68万5千円の場合

$$68万5千円 \times 1/2 = 34万2,500円$$

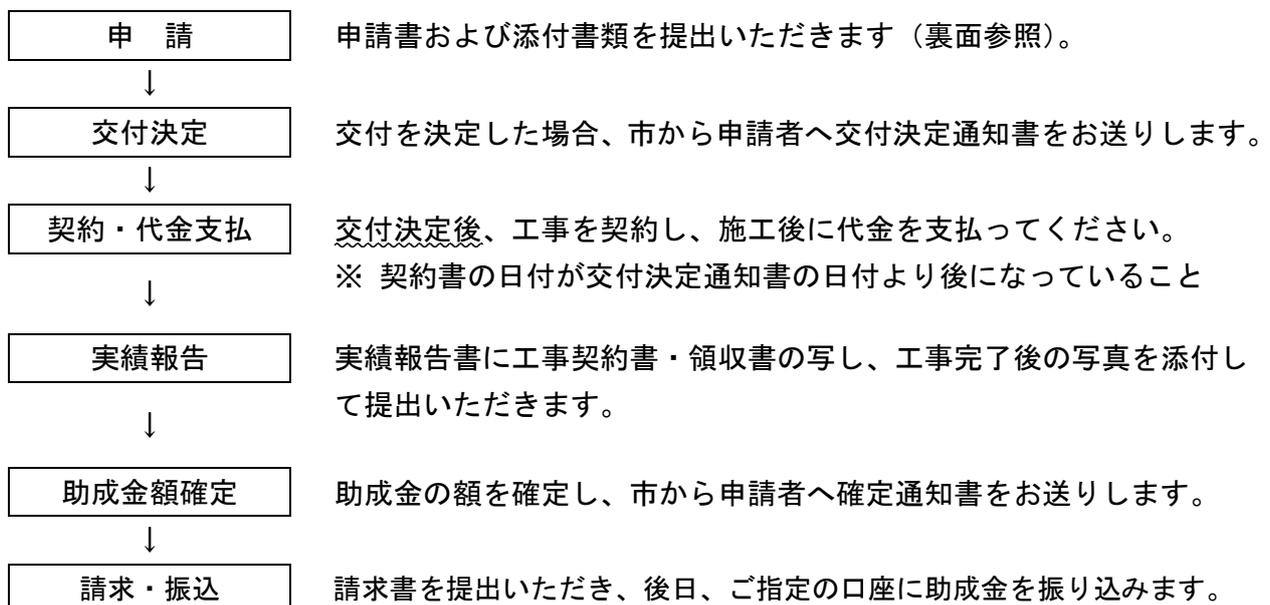
上記の額と限度額50万円のいずれか少ない額（千円未満は切捨て） = 34万2千円

例2 リフォーム工事費195万円の場合

$$195万円 \times 1/2 = 97万5千円$$

上記の額と限度額50万円のいずれか少ない額（千円未満は切捨て） = 50万円

◆手続きの流れ



◆申請方法

下記①～③を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

- ① 秩父市移住促進事業助成金（リフォーム等工事費助成金）交付申請書【様式第1号】
- ② 工事見積書の写し（対象外経費および消費税を除いた工事費用が30万円以上であること）
- ③ 工事着工前の写真（リフォーム予定箇所をすべて撮影すること）

お問い合わせ

秩父市役所 市長室 総合政策課 移住相談センター

〒368-0041 埼玉県秩父市番場町9番5号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : seisaku@city.chichibu.lg.jp